



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第14回 アレルギー疾患対策推進協議会

令和3年7月29日

資料4-3

児童養護施設等における アレルギー疾患対応の取組

厚生労働省
子ども家庭局 家庭福祉課

児童養護施設等におけるアレルギー対応に関する調査研究業務

実施機関：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

1. 事業実施概要

(1) 有識者による検討委員会の開催

専門的な見地からの検討・助言等を受けるため、有識者、施設関係者等で構成する検討委員会を設置した。

検討委員会は計3回開催し、施設等へのアンケート調査の内容・方法や、ガイドライン(案)についての討議を行った。

(2) 施設等へのアンケート調査

施設等におけるアレルギーを有する子どもの状況や対応について、また対応における課題や工夫している点等を把握するため、全国の乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、一時保護所を対象としてアンケート調査を実施した。

< 施設票 >

施設種別	全体	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	ファミリーホーム	一時保護所
配布数	1,549件	144件	607件	53件	58件	195件	350件	144件
有効回答数	1,017件	124件	417件	46件	50件	95件	186件	99件
回収率	65.7%	86.1%	68.7%	86.8%	86.2%	48.7%	53.1%	68.8%

< 子ども票 > ※アレルギーのある子ども毎の調査票

施設種別	全体	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	ファミリーホーム	一時保護所	種別不明
有効回答数	4,297件	255件	2,864件	283件	290件	100件	219件	235件	51件

(3) 児童相談所へのアンケート調査

アレルギーを有する子どもについて、施設等での一時保護や入所措置を行ううえでの工夫や課題を把握するため、全国の児童相談所を対象とし、アンケート調査を実施した。

配布数：220件 有効回答数：146件 回収率：66.4%

(4) 施設等や児童相談所へのヒアリング調査

アンケート調査結果ならびに検討委員会での意見を踏まえ、アレルギーに関する職員研修や、アレルギーを有する子ども本人や周りの子どもの理解を目的として行っている教育等について、他施設での参考となり得る取組みを実施している施設等や児童相談所を対象にヒアリング調査を実施した。

2. 調査結果

アンケート調査ならびにヒアリング調査より、下記の結果が得られた。

- 回答のあった施設等において食物アレルギーを有する子どもは5.2%
- 施設等では「アレルギーに関する情報がわからない」ことを前提とした対応が基本
- アレルギー対応においては、「医師の診断・指導に基づき行うこと」の再確認が必要
- 施設の特徴や状況に応じたアレルギー対応を選択することが重要
- 社会的養護を担う施設等であるからこそ、「子どもの理解」も大切である
- アレルギーを有する子どもを安全に受け入れられるよう、専門職の配置の検討が必要
- 統一様式や事例集の作成等、施設等におけるアレルギー対応をバックアップする取り組みが必要

3. ガイドライン(案)の構成

2の調査結果を踏まえ、「児童養護施設等におけるアレルギー対応 ガイドライン(案)」を作成した。

<p>第1章 はじめに</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本ガイドラインについて<ul style="list-style-type: none">(1)本ガイドラインの目的(2)施設等に入所する子どものアレルギーの状況2. 本ガイドラインの構成<ul style="list-style-type: none">(1)施設等の特性に応じたアレルギー対応に焦点をあてて作成(2)特に配慮や特別な対応が求められる「食物アレルギー」を中心に構成	<p>第4章 施設等における食物アレルギー対応の取り組み</p> <ol style="list-style-type: none">1. 医師の診断に基づき施設等での対応方針を決定 & 定期的な受診・対応の見直しを行う<ul style="list-style-type: none">(1)食物アレルギーを有する可能性のある子どもは、早期に受診する(2)定期的に受診し、医師の診断・指導を踏まえて施設等での対応方針を見直す(3)生活管理指導表等を活用し、医師の診断及び指導内容を共有する2. 組織として必要な対応を明確にし、その対応ができる体制を構築する<ul style="list-style-type: none">(1)全職員での対応を原則とした、組織としての仕組みづくり(2)関係機関との連携(3)研修の実施(事故防止及び緊急対応等)3. 子どものアレルギーについて、入所時に少しでも多くかつ確実な情報が収集できるよう工夫する<ul style="list-style-type: none">(1)確認すべき事項を可視化し、関係機関とも共有する(2)アレルギーの有無だけでなく、内容や程度、症状等についても確認する(3)子ども本人や親権者等からの聴き取りによる情報は、「正確さ」に留意する(4)情報の「精度」を含めて共有する4. 施設等での食事提供は「安全」を最優先・大前提とし、慎重に行う<ul style="list-style-type: none">(1)アレルギーの有無が分からない・未食である子どもは、慎重に対応する5. 子ども自身の理解も大切にするための「教育」も意識して行う<ul style="list-style-type: none">(1)アレルギーを有する子ども自身の理解と自らを守る力・習慣を育む(2)周りの子どもの理解や納得も大切にする6. 親権者等への説明・同意、経過報告を行う
<p>第2章 アレルギーに関する基礎知識</p> <ol style="list-style-type: none">1. アレルギーとは何か<ul style="list-style-type: none">(1)アレルギー疾患とは(2)主なアレルギー疾患の特徴と基本的な対応2. 緊急時対応<ul style="list-style-type: none">(1)アナフィラキシーの症状と緊急対応(2)アドレナリン自己注射薬(エピペン®)について	
<p>第3章 食物アレルギー</p> <ol style="list-style-type: none">1. 食物アレルギーに関する基礎知識<ul style="list-style-type: none">(1)食物アレルギーの診断(2)「子どもの年齢」による原因食物の違い2. 施設等における食物アレルギー対応の基本的な考え方<ul style="list-style-type: none">(1)子どもの「安全」「安心」を最優先に考える(2)子どもの健やかな育ちを支えるために適切な食事提供を行う(3)施設等の特性に応じた対応を行う(4)親権者等に説明し、同意を得る	